

公益社団法人千葉県栄養士会栄養ケア・ステーション（以下千葉県栄養CS）料金表

業務形態	項目	管理栄養士 紹介基本料金	備考	診療報酬 介護報酬		
受託事業	外来・入院栄養食事指導料2 ①対面で行った場合	初回 30分	2,250円/件	初回の指導を行った月にあっては月2回、その他の月にあっては月1回 * 交通費は栄養CSの負担	250点	
		継続 20分	1,710円/件		190点	
	外来・入院栄養食事指導料2 ②情報通信機器等を用いた場合	初回 30分	2,025円/件		患者1人につき月2回まで * 交通費は栄養CSの負担	225点
		継続 20分	1,530円/件			170点
	在宅患者訪問栄養食事指導料2	1. 単一建物診療患者が1人	4,000円/件			利用者1人につき月2回まで * 交通費は栄養CSの負担
		2. 単一建物診療患者が2人以上9人以下	4,000円/件		460点	
		3. 1及び2以外の場合	4,000円/件	420点		
	居宅療養管理指導（Ⅱ）	1. 単一建物診療患者が1人	4,000円/件	利用者1人につき月2回まで * 交通費は栄養CSの負担	524単位	
		2. 単一建物診療患者が2人以上9人以下	4,000円/件		466単位	
		3. 1及び2以外の場合	4,000円/件		423単位	
	食事提供体制加算 （障害福祉サービス）業務支援	献立作成と栄養価の算定（1ヶ月分）		37,950円	該当する利用者の数×該当日数×30単位	
		給与栄養目標量の設定		1,650円		
		献立内容の確認		1,650円		
	契約書が必要な受託事業に関しては、事務手数料として1契約年間5,000円を徴収させていただきます。					

※食材費は必要に応じて患家の自己負担とする。

診療報酬・介護報酬による業務は千葉県栄養CSが診療所、事業所等と契約し栄養CSの栄養食事指導担当管理栄養士が実施する。

* 診療報酬・介護報酬に係る業務は認定栄養CSでは契約できません。

《事業形態の分類》日本栄養士会の分類を採用。ここでいう事業形態とは「栄養の指導」に千葉県栄養CSが関与する事業形態のことを指す。

- ・ 支援事業：千葉県栄養CSが医療機関等管理栄養士との間の「栄養の指導」のための雇用関係の円滑な運用を支援する形態
- ・ 受託事業：千葉県栄養CSが、医療機関、その他から、第三者（患者など）の「栄養の指導」を実施する業務を請ける形態